

## 第62回人権週間

昭和23年（1948年）第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択され、本年度で採択62周年を迎えます。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までの1週間を「第62回人権週間」として、全国各地で啓発活動を実施します。

12月4日から10日までは

# 第62回 人権週間 です

照会先 福祉政策課 ☎ 23-9349

<世界人権宣言>

育てよう 一人一人の 人権意識

～思いやりの心・  
かけがえのない命を大切に～

## 人権問題講演会を開催

- ◆日時 12月8日(水) 午後7時～8時30分
- ◆場所 わかくさ・プラザ  
「学習情報館・多目的ホール」
- ◆内容 講演「真の笑いは平等な心から」
- ◆講師 桂文福さん(落語家)
- ◆申込・照会先  
12月1日(水)までに  
福祉政策課 (☎ 23-9349 ☎ 23-7748) または  
生涯学習課 (☎ 23-7777 ☎ 23-7778)

## 離婚したときの夫婦間の厚生年金の分割

離婚されたときに厚生年金の加入記録（標準報酬部分）を夫婦で分割する仕組みが2種類設けられています。

ただし、分割される年金は婚姻期間中の厚生年金の標準報酬のみで、国民年金は分割されないことに留意してください。

### ◆離婚時の厚生年金の分割(合意分割制度)

厚生年金の加入期間がある夫婦が離婚した場合、婚姻期間中（事実婚姻係にある期間を含む）の厚生年金の標準報酬が多い人から少ない人に対して、その標準報酬を分割できる制度です。

分割の上限は、両者の婚姻期間中の標準報酬の合計額の半分までとされます。例えば、夫の標準報酬が合計額の70%、妻の標準報酬が同じく30%の場合、70%から50%を差し引いた20%を上限にして夫から妻に分割されます。

分割割合は両者で協議して決め、原則、離婚後2年以内に厚生労働大臣（年金事務所）に請求します。

当事者間の話し合いにより協議がまとまらないときは、家庭裁判所の審判手続きなどの裁判手続きを利用して分割の割合を定めることもできます。

### ◆第3号期間の離婚時の厚生年金の分割

厚生年金の加入者（ここでは夫と仮定します）とその被扶養配偶者である国民年金の第3号被保険者（ここでは妻と仮定します）の期間がある夫婦が離婚した場合、平成20年4月以後の妻が第3号被保険者であった期間について、夫の厚生年金の標準報酬の2分の1の額を、妻に分割することができます。

この結果、妻にはこの分割を受けた期間について、新たに厚生年金の「みなし加入期間」が発生することになります。

なお、前項の「離婚時の厚生年金の分割」では、当事者の合意または裁判所の決定が必要ですが、本項の「第3号分割」では、第3号被保険者だった人の厚生労働大臣への請求だけで平成20年4月以後の厚生年金の標準報酬部分の分割が行われます。

また、前項の「離婚時の厚生年金の分割」を請求した際に、本項の「第3号分割」も行われることとなります。

### ●年金額

★分割をした人  
ご自身の厚生年金の標準報酬から、相手方に分割した標準報酬を除いた、その残りの標準報酬に基づき、年金額が計算されます。

### ★分割を受けた人

ご自身の厚生年金の標準報酬と相手方から分割された標準報酬に基づき、年金額が計算されます。ただし、分割後の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金などを受けるには、ご自身の厚生年金の加入期間や国民年金の保険料を納付した期間等によって受給資格期間（25年）を満たしていることが必要です。

◆照会先 美濃加茂年金事務所

☎ 0574-8181

国保年金課

☎ 6724、☎ 6725